



富山市児童虐待防止マニュアル

(ダイジェスト版)

- 児童虐待を受けていると思われる児童を発見した場合には通告の義務があります。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 通告によって、守秘義務違反に問われることはありません。(児童虐待防止法、個人情報保護法)



児童虐待を通告することに対する戸惑い

- ・虐待かどうか判断できず、相談や通告をして良いかどうか。
- ・間違っていたら迷惑をかけるのではないか。
- ・通告の結果、大変なことになってしまうのではないか。

児童虐待は、家庭の中で行われることがほとんどで、発見することが難しく、ちょっとしたサインを見逃さずにキャッチすることが大切です。

判断する必要はありません。虐待かどうか疑問に思ったときは、ありのままを通告先に伝えてください。

調査の結果、間違っても、刑事上も民事上も責任を問われることはありません。

相談・通告は虐待を受けている子どもとその家族を援助するための第一歩となります。

！ 児童虐待を発見、疑った場合は、まず、相談・通告を！！

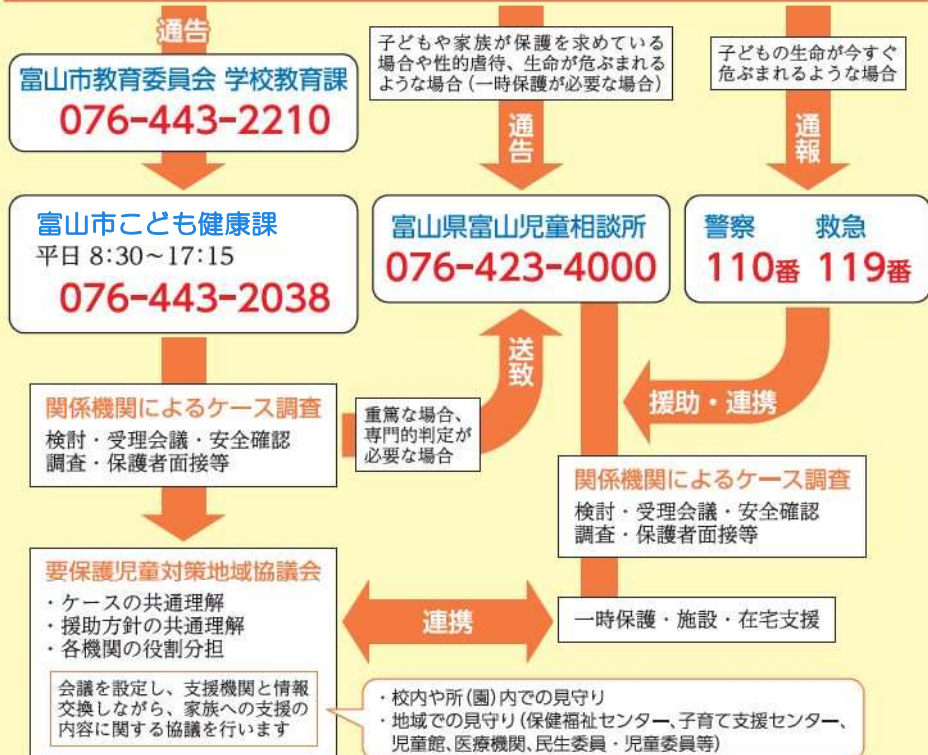
【相談・通告先】

- 富山市こども健康課 児童相談係 **076-443-2038**
(平日 8:30~17:15)
- 富山県富山児童相談所 **076-423-4000**

*子どもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに富山県富山児童相談所へ通告してください。
*子どもの生命が今すぐ危ぶまれるような場合は、警察(110番)や救急(119番)への通報を優先してください。

〈対応フロー図〉

「虐待」もしくは「虐待の疑い」を発見した者



！ 虐待対応において緊急性が高いもの

子どもの様子

- 生命の危険があるようなケガ
(頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険)
骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血等
- 自殺未遂
自殺を企てる、ほのめかす
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
低身長・低体重(−2SD以下等)
- 性的な被害
性交、性器や性交を見せる、体に触る、体を触らせるなど
- 子どもが保護を求めている
家に帰りがたらない差し追った状況がある

保護者の様子

- 生命の危険があるような加害行為
蹴る、殴る、乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせるなど
- 治療が必要だが、未受診
乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷等
- 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え

学校生活の1日の流れで気をつけたいこと



登校・朝礼	授業中	休み時間	昼休み	放課後	放課後児童クラブ等
■ 外観 <ul style="list-style-type: none"> ● 体に不自然なあざ、外傷、火傷がある。 ● 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていたりする。 ● 季節にそぐわない服装をしている。 ● きょうだいで服装や持ち物等に差が見られる。 ■ 態度 <ul style="list-style-type: none"> ● 笑わなかったり、教師と視線を合わせようとしなかったりする。 ● 無表情であったり、落ち着きがなかったり、逆に、妙にはしゃいだり、友人をからかったりする。 ● 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 * 欠席の時 <ul style="list-style-type: none"> ● 無断欠席がある。 ● 欠席の理由がはっきりしない。 ● 保護者からの連絡が不自然である。 ● 欠席で家庭訪問した際に、保護者が不在であったり、子どもが寝ていたりする。 	■ 外観 <ul style="list-style-type: none"> ● 体に不自然なあざや、外傷がある。 ● 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていたりする。 ■ 言動 <ul style="list-style-type: none"> ● わざと逆なような言動をとる。 ● 他者とうまくかわかれず、ささいなことでもカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 ● 他人を執拗に責めるなどする。 ■ 行動 <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の顔を極端にうかがったり、接触を避けようとしたりする。 ● 極端に協調性がなかったり、周囲から孤立していたりする。 ● ふだんと違い、保健室等に行くなど、教室を離れる回数が増えている。 ● 落ち着きがなかったり、無表情であったりする。 ● 提出物を出さなかったり、持ち物を忘れたりする。 ● 気力がなくなったり、字が乱雑になったりする。 	■ 友人とのかかわり <ul style="list-style-type: none"> ● 周囲から孤立したり、無表情であったりする。 ● 児童生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容がある。 ■ 教師とのかかわり <ul style="list-style-type: none"> ● 用事がなくても教師のそばに近づいてこようとする。 * 体育の準備の時 <ul style="list-style-type: none"> ● 体に不自然なあざや外傷がある。 ● 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていたりする。 	■ 朝食の様子 <ul style="list-style-type: none"> ● 給食を急いで食べたり、何回もおかわりするなど、食べ物への強い執着がある。 ● 極端な食欲不振が見られる。 ● エプロンやナプキン等の必要な持ち物を忘れる。 ● 弁当を持ってこなかったり、店で購入した弁当等をよく持ってきたりする。 	■ 帰宅時の様子 <ul style="list-style-type: none"> ● 何かと理由をつけて、なかなか家に帰ろうとしない。 ■ 活動の様子 <ul style="list-style-type: none"> ● クラブ活動をよく休むようになり、ふだんと違う表情や、行動があったりする。 	■ 外観 <ul style="list-style-type: none"> ● 不自然なあざ等が見られる。 ● 服装がいつも同じである。 ■ 言動 <ul style="list-style-type: none"> ● おやつをいつもより多く食べる。 ● 乱暴な言動がある。 ■ 友人とのかかわり <ul style="list-style-type: none"> ● 周囲から孤立したり、無表情であったりする。 ● 児童生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容がある。
			測定・健診 <ul style="list-style-type: none"> ● 発育測定：発育不良や不自然な偏、あざがある。 ● 眼科健診(視力検査)：外傷の放置、心因性視力低下等がある。 ● 耳鼻科健診(聴力検査)：外傷の放置、心因性難聴等がある。 ● 歯科健診：ひどい齲、口腔外の外傷の放置等がある。 ● 内科健診：衣服を脱ぐことや診察を怖がったりする。 	保健室 <ul style="list-style-type: none"> ● 外観や体調の変化 <ul style="list-style-type: none"> ● 体に不自然なあざや、外傷がある。 ● 病気の疑いがないのに、体の不調を訴えている。 ● 体重の極端な増減等の不自然な体の変化が見られる。 ● 言動 <ul style="list-style-type: none"> ● 最近頻繁に入室している。 ● 教職員の顔を極端にうかがったり、接触を避けようとしていたり、または、より接触を求めていたりしている。 ● 児童生徒との話の中に、虐待につながる内容がある。 ● わざと逆なような言動をとる。 	

日常の様子 (気になることはありませんか?)



子どもの様子

- 話がきちんと聞けなかったり、他人事のような態度をとったりする。
- 必要以上に人に気に入られるように振舞ったり、人を笑わせようとしたりする。
- 日常会話や作文等に、放課後や休日の生活の様子が出てこない。
- 以前に比べ、落ち着きがなく、自暴自棄な言動が見られたり、すぐわかるような嘘をついたりする。
- 家出や徘徊等を繰り返す。
- 万引き等の問題行動を繰り返す。
- 性的なことに極端に興味をもったり、嫌ったりする。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものが見られる。
- 急に性器への関心を見せるようになってきた。
- 自分の腹に閉じこもるようになってきた。
- 動物物等の命あるものをいじめたり、生命を奪ったりする。
- 家庭訪問や面談の際、保護者が同席していると、必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が席を離れると、安心して表情が明るくなる。

家庭の様子

- 電話や家庭訪問をした時、いつも子どもだけで家にいる。
- 長期にわたって欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしていないことがある。
- 夫婦仲など家庭関係に不安があると感じる。

保護者の様子

- 子どものマイナス面をよく口にする。
- 大きな声で怒ったり、暴力行為等があったりする。
- 子どもの発育等に無関心であったり、拒否的な発言があったりする。
- 子どものしつけに関する言動が常に変わることがある。
- 子どもの成績や評価、学習用具等の準備に無関心である。
- 保護者が子どものことでイライラするなど、精神的に不安定である。
- 行事等に不参加の場合が多い。
- 教材費や給食費を滞納している。
- 保護者会やPTA行事等への出席を拒否している。
- 保護者会等で自分自身や他の保護者に対して否定的な態度をとることがある。
- 他の保護者とかわかることを極端に嫌うことがある。
- 連絡や約束をしても、面談を拒むことが多くある。
- 連絡帳への返事がなく、学校からの電話に出ないことがある。
- 近隣のつきあいがなく、孤立している様子がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 子どもが夜遅くまで外で遊んでいた、徘徊したりしているのを黙認している。
- 子どもの健康状態に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否することがある。
- 保護者の表情が硬かったり、教職員と目を合わせないなどの変化や不自然さがある。
- 体罰を肯定的にとらえていると感じる。
- 被害者意識が強くと感じる。
- 病気やアルコール・薬物への依存があると感じる。
- 欠席の理由や状況に不自然なところがあったり、内容がいつも違う説明をしたりする。
- いつも外出している様子がある。

基本的な対応

■ 担任の対応

- (1) 担任ひとりで抱え込むことがないようにします。気づきがあればすぐに管理職・虐待担当者等に伝えます。
- (2) 虐待の疑いを感じたときから、子どもに関係することを記録に残します。
- (3) 子どもに、あざや、外傷、やけどの原因について聞いてみます。
- (4) 保護者にも原因について聞いてみます。
- (5) 保護者に、子どもの状況を話しながら、保護者が虐待行為について話さずかけをつかさどり、子育てを励まし助言したりするようにします。

■ 組織的な対応及び関係機関との連携

- (1) 不審に感じた時点から、時系列に記録をとります。
- (2) 情報収集と並行して、対応について校内で協議します。
- (3) 校内で生徒指導部を中心に、指導・支援体制を構築するとともに全教職員に共通理解を図ります。
- (4) 虐待が疑われる子どもの様子、保護者の様子について、組織的(民生委員・児童委員、放課後児童クラブ職員等を含む)に情報の収集に当たります。
- (5) 教育委員会に該当する子どもや保護者の状況、家庭児童相談課、児童相談所等との連携について報告します。
- (6) 家庭児童相談課、児童相談所等に速やかに通告します。

それぞれのケースで特に注意が必要なこと

緊急性が高く、命にかかわる場合も考えられると感じられるとき
 ・疑われるときは、素早い対応を心がけます。児童相談所等へすぐに連絡します。

地域から虐待をしていると連絡があったとき

- ・子どもの様子を注意深く見ていきます。気になることがあれば関係機関に連絡をします。
- ・学校、関係機関等が役割を明確に連携した取組が必要な時は、ケース会議を実施します。

保護者に通告を告げるとき

- ・なぜ通告したのかと聞かれた時は、通告の義務があることを丁寧に説明します。
- ・子どものことを心配していることを伝えます。
- ・保護者との対応の方法については、児童相談所や家庭児童相談課等と相談します。

子どもへの対応

子どもから虐待の事実を聞いたとき

- ・子どもから聞く話を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。
- ・子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。

子どもから虐待の事実を聞いたが、「言わないで」と口止めされたとき

- ・子ども(あなた)を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もあることを、子どもが納得できるように丁寧に説明します。